



令和2年3月23日

各位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証JASDAQ市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

**JTAへ発行済みの転換社債5000万ドルをGLが契約解除完了。
今後の弁済についてはタイ裁判所の判決によってのみ必要性が判断される**

Group Lease PCL (以下、GL) は JTust Asia PTE. LTD. (以下 JTA) に対して発行済みの転換社債 5000 万ドルの契約を解除したことをプレスリリースいたしました。当該リリースの内容を日本語訳にてお知らせいたします。

(以下、GLのプレスリリース翻訳)

2020年2月28日、グループリースは JTrust Asia (以下 JTA) に対し、JTA が GL との間で締結した 5000 万ドルの転換社債 (以下 CD) に関する投資契約に JTA が違反した旨の通知を送付しました。JTA は故意かつ悪意を持って、GL の資金利用を妨害する様々な行為を行っており、GL の業務運営を妨害しておりました。2020年3月16日、GL は JTA に対し、JTA の不正行為によって GL が被った損害の賠償を JTA が行わないことを理由に、5000 万ドルの CD について契約解除通知を送付しました。

なお、JTA はタイで CD は無効であると主張してきています。それはどういうことかと言えば、JTA の見解に従えば、JTA と GL との間において、当該 CD については満期の有無を含め、いかなる条件あるいは義務も存在していないこととなります。GL と JTA 双方は現時点、CD が無効であるもしくは解除されているといった点で同意したと言えます。そのため GL の JTA に対する義務は法的に確定したのではなく、タイの裁判所の判断に委ねられております。

GL には元本と利子総額を返済する完全な弁済能力がありますが、JTA の行為を鑑み、またタイ法の定めによれば、現時点で GL が JTA に弁済を行った場合、法的根拠のない行為である支払いとみなされ、GL は弁済済み金額として認識することができません。そのため、タイの裁判所において問題が解決されるまで、一切の支払いを行ってはいけないこととなります。

JTA はタイでの GL に対する会社更生手続きの申し立てを複数回棄却されており、最近では JTA が GL に対して虚偽の会社更生手続申立を行ったとして JTA に THB6 億 8550 万 (約 23 億円) の損害賠償金を支払うよう命じられております。JTA はシンガポールでも GL が財務諸表を虚偽の表示をしていたと主張しておりましたが、シンガポール高裁は先月、JTA の請求を全て棄却しまし

た。JTA の行為が GL に損害を与えるために行われたことについては、もはや弁解の余地はなく、その行為は悪意によって行われていたのです。

JTA によるこれらの行為とその他は、GL 並びにその子会社、関連当事者等に重大な財務的損害と信用毀損を発生させ続けています。GL は、JTA に対してさらなる損害賠償を請求する権利を留保しており、GL は株主およびステークホルダーに対する義務を果たすためにかかる権利を行使することを一切ためらうことはありません。しかしながら、JTA が悪意の法的戦略を継続するのをやめ、問題の解決に向けて我々と協力するのであれば、私どもはこれを歓迎します。

以 上